平成２４年（フ）第３３５号
群馬県前橋市富士見町時沢114番地１　西高田ハイツＢ202号
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０６号
千葉県成田市西三里塚１番地1483
債務者　梁川幸男こと　梁　　幸男
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　牧子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５７７号
川崎市高津区久本２丁目13番22号　久本ハウス201
債務者　井之上　亮
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
東京都杉並区浜田山１―36―５　シャルム新美102、住民票上の住所川崎市幸区小向仲野町８番１―727号
債務者　塩澤　道也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月28日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
岐阜県各務原市蘇原菊園町１丁目44番地　ハイツ菊園203
債務者　鷲見　靖彦
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　直実
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県富士宮市中里東町503番地、前住所埼玉県蕨市塚越３丁目11番６号　ラスール・イナⅡ205号
債務者　小林　健志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　雅世
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７５号
兵庫県加西市殿原町218番地
債務者　後藤　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４９２号
新潟市西蒲区葉萱場294番地６
債務者　樋浦　文雄
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１４号
新潟市南区白根水道町10番38号
債務者　山崎　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５０号
神戸市長田区六番町３丁目３番地の30　南側、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町４丁目10番２号
債務者　武本　好二
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　　裕
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６２号
大分市大道町３丁目４番58―1201号　パークサイド大みち町
債務者　飯塚　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４８号
埼玉県所沢市小手指町５丁目16番地の６　ドルチェ小手指305
債務者　池間　清吉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３５６号
福岡市博多区博多駅東１丁目15番19―505号
債務者　小高　和生
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部